

景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

【景観法第8条第2項第4号】

地域に点在する景観資源は、良好な景観を形成する上で重要な要素です。その中でも、産業遺産や長い年月をかけて育まれてきた樹木などの本市の歴史を物語る景観資源、地域のシンボルとして親しまれている景観資源は、延岡らしい個性的で魅力的な景観づくりの核として重要な役割を果たすものです。

これらの建造物や樹木のうち特に重要なものについて、景観重要建造物、または景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

これらの指定された建造物・樹木については、現状変更に関して許可が必要になります。

第1節 景観重要建造物の指定の方針

市民に親しまれている建築物や産業遺産など、本市の歴史や景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる建造物について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定基準に基づき景観重要建造物に指定します。

ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定により登録有形文化財等となっている建造物や、県及び市条例の規定により指定有形文化財等となっている建造物については、原則、対象外とします。

【景観重要建造物の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建造物で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 建築物等として美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与していること
- ③ 歴史的、または文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること
- ⑤ 老朽化、改造が著しくなく、原形をよく留めていること、または、修復が可能なこと

第2節 景観重要樹木の指定の方針

市民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森など、本市の歴史や景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等から見て一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる樹木について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定基準に基づき景観重要樹木に指定します。

ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により登録記念物等となっている樹木や、県及び市条例の規定により指定天然記念物等となっている樹木については、原則、対象外とします。

【景観重要樹木の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 樹形や樹高など美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与していること
- ③ 歴史的、または文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること